都市計画法第 6 条の 2 に規定する 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 都市計画法第 6 条の 2 に規定する 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

河北都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針 (案)

河北都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針

~水と緑の潤い豊かな定住都市の形成~

平成年月宮城県

平成22年5月宮 城 県

改訂案 旧 河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 次 】 (1) 基本的事項 5 ② 都市計画区域の範囲及び規模 ………………… 5 ② 都市計画区域の範囲及び規模 ……………… 5 (2) 将来像及び都市づくりの基本方針 …………………… 6 (2) 将来像及び都市づくりの基本方針 ……………… 6 2 区域区分の決定の有無 ……………………… 9 2 区域区分の決定の有無 …………………… 9 3 主要な都市計画の決定の方針 ……………………… 9 3 主要な都市計画の決定の方針 ……………………… 9 (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 …………… (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ……… 9 ① 土地利用の方針 …… 9 (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 …… 12 (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 … 12 ④ その他の施設 …… 14 (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 …… 14 (4) 自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針 14 (3) 自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針

序 広域石巻圏における都市づくりの基本方向

広域石巻圏は、県東部に位置し、石巻市を中心に三陸の豊かな地域資源を活かした水産業や製紙、木材関連などの臨海型工業を基幹産業に発展してきた。また、日本三景に数えられる特別名勝松島をはじめ、リアス式海岸となっている三陸復興国立公園、県立自然公園旭山、硯上山万石浦県立自然公園などの水と緑が織りなす優れた自然環境を有している。

人口は昭和60年の約241千人をピークに減少傾向に移行しており、特に、平成23年の東日本大震災による人口減少で近年の人口減少は他都市圏に比べて著しく、復興事業の進捗による人口定着が必要である。

市町の震災復興計画をもとに、防災集団移転促進事業による住まいの高台や内陸部へ移転、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面整備や都市基盤整備を進めており、土地利用の状況は大きく変化している。

一方、松島、北上川など海、山、川の豊かな自然が広がっており、引き続き、保全しながら地球 規模での環境保全や環境負荷の軽減に対応した都市づくりを進めるとともに、これらの地域資源と 広域的な交通基盤を活かした産業の振興を図ることが求められている。

また、平成27年には関東・東北豪雨を経験し、防災・減災意識はさらに高まっており、東日本大震災からの復興を推進するとともに、都市機能の強化や産業振興にあわせて、都市基盤施設の整備による生活環境の向上を図り、安全で安心なまちづくりへの対応が求められる。

このような認識のもと、以下の3つを都市づくりの基本方向とし、これらに基づきながら整備、開発及び保全を推進する。

〇 県東部の発展を牽引する中核都市圏の形成と災害に強い都市構造の実現

石巻市において、業務、商業、都市的サービスなどの都市機能の強化と連携した中心市街地の 活性化を図るとともに、周辺各都市との広域的な連絡性の強化を図り、県東部の発展を牽引する 中核都市圏の形成を目指す。

また、沿岸県土軸の発展を支える三陸縦貫自動車道の延伸整備を促進するとともに、石巻市、 大崎市及び山形県新庄市間の地域連携軸を視野に入れた広域連携の強化を図る。

さらに、地震や津波に限らず、大雨、洪水、その他の大規模災害にも耐えうる防御施設や避難路の整備を推進し、災害に強い都市構造の実現を図る。

○ 水産関連産業をはじめとする特色ある産業の復興

本<mark>圏域</mark>を特徴づける水産業や水産関連産業の<mark>復興</mark>を図るとともに、広域高速交通体系を活かした流通機能の強化を図る。

また、石巻港の機能強化を図るとともに、産・学・官の連携による新しい産業の創出や産業の高度化、人材育成などを進め、特色ある産業の振興を図る。

序 広域石巻圏における都市づくりの基本方向

広域石巻圏は、県東部に位置し、石巻市を中心に南三陸の豊かな地域資源を活かした水産業や製紙、木材関連などの臨海型工業を基幹産業に発展してきた。また、日本三景に数えられる特別名勝松島をはじめ、リアス式海岸となっている南三陸金華山国定公園、県立自然公園旭山、硯上山万石浦県立自然公園などの水と緑が織りなす優れた自然環境を有している。

県内第二の都市機能及び人口規模を擁しているものの、人口は昭和60年の約241千人をピークに減少傾向に移行しており、市街地内には都市的な土地利用が進まない地区や道路、公園、下水道など都市基盤施設の整備が遅れている地区もみられる状況となっている。

特に、石巻市をはじめ、これまで商業などの各種都市的サービスを住民に提供してきた旧市街地では、商店街の空洞化が進行しており、土地の有効利用や都市基盤施設の整備を積極的に進め、個性的なまちづくりの展開などにより、その活性化を図ることが求められている。

また、松島、南三陸、北上川など海、山、川の豊かな自然が広がっており、引き続き、保全しながら地球規模での環境保全や環境負荷の軽減に対応した都市づくりを進めるとともに、これらの地域資源と広域的な交通基盤を活かした産業の振興を図ることが求められている。

さらに、こうした都市機能の強化や産業振興にあわせて、都市基盤施設の整備による生活環境の 向上を図り、圏域内での定住化を促進することも求められている。

このような認識のもと、以下の3つを都市づくりの基本方向とし、これらに基づきながら整備、 開発及び保全を推進する。

〇 県東部の発展を牽引する中核都市圏の形成

石巻市において、業務、商業、都市的サービスなどの都市機能の強化と連携した中心市街地の活性化を図るとともに、周辺各都市との広域的な連絡性の強化を図り、県東部の発展を牽引する中核都市圏の形成を目指す。

さらに、沿岸県土軸の発展を支える三陸縦貫自動車道の延伸整備を促進するとともに、石巻市、 大崎市及び山形県新庄市間の地域連携軸を視野に入れた広域連携の強化を図る。

〇 水産関連産業をはじめとする特色ある産業の振興、高度化

本地区を特徴づける水産業や水産関連産業の振興を図るとともに、広域高速交通体系を活かした流通機能の強化を図る。

また、石巻港の機能強化を図るとともに、産・学・官の連携による新しい産業の創出や産業の高度化、人材育成などを進め、特色ある産業の振興を図る。

改訂案	IB
〇 豊かな自然環境や風土を守り、 <mark>自然・歴史・文化資源を</mark> 活かした観光の振興と生活環境の形成	〇 豊かな自然環境や風土を守り、活かした観光の振興と生活環境の形成
本 <mark>圏域</mark> の風土や歴史の源である松島、牡鹿半島、北上川、北上運河などの豊かな海辺・水辺環境を保全するとともに、点在する歴史、文化資源が連携した観光の振興、活性化を図る。	本地区の風土や歴史の源である松島、牡鹿半島、北上川、北上運河などの豊かな海辺・水辺環境を保全するとともに、点在する歴史、文化資源が連携した観光の振興、活性化を図る。
また、広域石巻圏内の各都市において、良好な住宅地の整備、供給や道路、公園、下水道など都市基盤施設の整備を進め、豊かな自然環境や風土と調和した生活環境の形成を図る。	また、広域石巻圏内の各都市において、良好な住宅地の整備、供給や道路、公園、下水道など都市基盤施設の整備を進め、豊かな自然環境や風土と調和した生活環境の形成を図る。

(1) 基本的事項

1 都市計画の目標

① 目標年次

本方針は、おおむね 20 年後の平成 47 年を目標年次とし、河北都市計画区域(以下「本区域」という。)における整備、開発及び保全の方針を定める。

ただし、都市施設の主要な施設の整備目標などについては、おおむね 10 年後の平成 37 年 を目標に策定する。

② 都市計画区域の範囲、規模

本区域の範囲は、人口、土地利用、交通などの配置、利用の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域とし、石巻市の行政区域の一部に定めるものであり、その範囲、面積は次のとおりである。

□ 都市計画区域の範囲及び規模

名 称	市町名	範 囲	規模	備考(行政区域 ^{注1})
河北都市計画区域	石巻市	行政区域の一部	1,508 (ha)	55,458 (ha)

注1:行政区域面積は石巻市の面積

資料:平成28年全国都道府県市区町村面積調(国土地理院)、平成28年都市計画現況調査

また、本区域の将来の人口及び産業のおおむねの規模を次のとおり想定する。

□ おおむねの人口

項目	基準年 ^{注1}	平成 47 年
都市計画区域内人口	4.1 千人	2.9 千人

注1:基準年は平成27年値(平成25年都市計画基礎調査)

□おおむねの産業規模

	項目	単位	基準年注2	平成 47 年
産	製造品出荷額等注1	百万円	6,078	7,943
業	年間商品販売額 ^{注1}	百万円	8,235	5,503

注1:製造品出荷額等、年間商品販売額は広域石巻圏(石巻市、東松島市、女川町)の値からシェア率で算出

注2:製造品出荷額等、年間商品販売額の基準年は平成27年値

1 都市計画の目標

(1) 基本的事項

① 目標年次

本計画は、おおむね20年後の平成42年を目標年次とし、河北都市計画区域における整備、開発及び保全の方針(以下、「河北都市計画基本方針」という。)を定めるものとする。 ただし、都市施設の主要な施設の整備目標などについては、おおむね10年後の平成32年を目標に策定する。

旧

② 都市計画区域の範囲及び規模

本都市計画区域の範囲は、人口、土地利用、交通などの配置、利用の現況及び推移を勘案 して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域とし、石巻 市の行政区域の一部に定めるものであり、その範囲、面積は次のとおりである。

□ 都市計画区域の範囲及び規模

名称	市町名	範 囲	規模	備考(行政区域 ^{注1})
河北都市計画区	石 巻 市	行政区域の	1,508 ha	55,578 ha

注) 1.行政区域面積は石巻市の面積(国土地理院都道府県市区町村面積調)

また、宮城の将来ビジョン(平成19年3月)を基本とし、都市計画区域などの動向に基づき、本都市計画区域における人口を次のとおり推計する。

□ 都市計画区域のおおむねの人口

	現 況 ^{注1}	平成32年	平成42年
都市計画区域人口	5.4 千人	おおむね 4.8 千人	おおむね 4.3 千人

注) 1.現況は平成17年(都市計画基礎調査)

③ 産業の規模

本区域の将来におけるおおむねの産業規模を次のとおり想定する。

□ おおむねの産業規模

区分/年次		基 準 年 ^{注1}	平成 32 年
化	製造品出荷額等	6,843 百万円	9,323 百万円
生産規模	年間商品販売額	9,030 百万円	10,598 百万円

注) 1. 製造品出荷額等は平成 15 年値(工業統計調査)、年間商品販売額は平成 16 年卸売販売額 及び小売販売額の合計値(商業統計調査)

<u>旧</u>

(2) 将来像及び都市づくりの基本方針

本区域は、石巻市の北部に位置し、仙台市から約 60km、石巻市中心部からは約 10km 圏にあり、東北一の大河、北上川が流れ、三陸復興国立公園に指定されている風光明媚な自然に隣接する「水と緑の里」を形成している。

都市計画区域人口は、平成 27 年は約 4.1 千人で今後も減少傾向が見込まれ、年間商品販売額においても減少傾向が見込まれる。工業出荷額は、県の上位計画である「宮城の将来ビジョン(平成 29 年 3 月改定)」に掲げる富県宮城の実現のため、県全体で産業の振興を図ることから、本区域も増加していくものと考えられる。

また、三陸縦貫自動車道の延伸や桃生豊里 I.C.までの 4 車線化に伴い、広域的なネットワークを活かした、計画的な公共施設、産業機能や、快適な居住環境の形成など、持続的な発展のポテンシャルは高まってきており、本区域内外に広がる水と緑の優れた自然環境と調和した、潤いのある生活環境の形成が必要となっている。

本区域では、平成23年東日本大震災後の復興事業による新たな住宅地の形成、人口減少・超高齢社会の進展、地域の中心地の活力の低下、社会経済情勢の変化への対応、歩いて暮らせる集約型都市構造の形成や大規模災害に備えた安全で安心なまちづくりなどの都市づくりの重点の変化への対応などを踏まえ、本方針の見直しを図る。

『水と緑の潤い豊かな定住都市の形成』を区域の将来像に掲げ、また、将来像の実現に向けて「水と緑の優れた自然環境の維持、保全」、「潤い豊かな生活環境の整備」、「地域間交流を促進する交通基盤の維持、整備」、「災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり」を基本方針に都市づくりを推進する。

□ 将来像及び都市づくりの基本方針

《_{将来像}》 水と緑の潤い豊かな定住都市の形成

《 都市づくりの基本方針 》

- ・水と緑の優れた自然環境の維持、保全
- ・潤い豊かな生活環境の整備
- ・地域間交流を促進する交通基盤の維持、整備
- ・災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり

(2) 将来像及び都市づくりの基本方針

本区域は、石巻市の北部に位置し、仙台市から約 60km、石巻市中心部からは約 10km 圏にあり、東北一の大河、北上川が流れ、南三陸金華山国定公園に指定されている風光明媚な自然に隣接する「水と緑の里」を形成している。

都市計画区域人口は、平成17年現在約5.4千人と広域石巻圏の約3%を占めている。また、工業出荷額及び年間商品販売額は広域石巻圏の約2%を占めているが、近年は人口、産業ともに減少傾向で推移している。

一方、三陸縦貫自動車道の開通に伴い、広域的なネットワークを活かした、計画的な公共施設、産業機能や、快適な居住環境の形成など、持続的な発展のポテンシャルは高まってきており、本区域内外に広がる水と緑の優れた自然環境と調和した、潤いのある生活環境の形成が必要となっている。

本区域では、広域石巻圏における圏域づくりの基本方向に基づきながら、人口、産業の状況及び将来の見通しなどを踏まえ『水と緑の潤い豊かな定住都市の形成』を区域の将来像に掲げ、また、将来像の実現に向けて「水と緑の優れた自然環境の維持、保全」、「潤い豊かな生活環境の整備」、「地域間交流を促進する新たな交通基盤の整備」を基本方針に都市づくりを推進する。

《 Fixe 》 水と緑の潤い豊かな定住都市の形成

《 都市づくりの基本方針 》

- ・水と緑の優れた自然環境の維持、保全
- ・潤い豊かな生活環境の整備
- ・地域間交流を促進する新たな交通基盤の整備

□ 都市づくりの基本方針

【水と緑の優れた自然環境の維持、保全】

- ●本区域の中央部や南西部を貫流する東北随一の大河、北上川、旧北上川とこれをつなぐ追波川等の河川、三陸復興国立公園に連なる丘陵地などの恵まれた自然環境と美しい景観を保全する。
- また、北上川は豊かな水をたたえ、その流域には多様な生物相が見られるため、その 広く開放的な空間を適切に保全する。
- これらの環境を保全しながら野鳥観察等の自然学習、レクリエーションの場などとして活用を図り、西部の農用地は本区域内の森林とともに農林業の生産基盤として自然環境に配慮した活用を図る。

【潤い豊かな生活環境の整備】

- ●河北総合支所周辺の飯野川地区を中心に社会インフラ整備と公共サービスの効率的供給を図るとともに、住民バスなどの公共交通等による石巻市中心部などとの連携強化を図り、快適性・利便性を確保する。
- ●被災者の住宅確保に向けて、復興事業による二子地区の新たな住宅地の整備を促進する。
- ●追波川河川運動公園など、魅力あふれるオープンスペースを活かし、家族連れなど人々がのんびり過ごせる人と環境にやさしい住宅地の形成を図る。



▲追波川河川運動公園

【地域間交流を促進する交通基盤の維持、整備】

◆本区域の産業経済、住民の日常生活に必要な交通 基盤の維持、整備する。



□ 都市づくりの基本方針

【水と緑の優れた自然環境の維持・保全】

- ●本区域の中央部や南西部を貫流する東北随一の大河北上川、旧北上川とこれをつなぐ 迫波川等の河川、南三陸金華山国定公園に連なる丘陵地などの恵まれた自然環境と美 しい景観を保全する。
- また、北上川は豊かな水をたたえ、その流域には多様な生物相が見られるため、その 広く開放的な空間を適切に保全する。
- さらに、大気の浄化や地球温暖化の防止などの環境の保全、さらには野鳥観察等の自然学習、レクリエーションの場等として、西部の農用地とともに農林業の生産基盤として自然環境に配慮した活用を図る。

【潤い豊かな生活環境の整備】

- ●市街地における社会インフラ整備と公共サービスの効率的供給を図るとともに、公共 交通等による石巻市中心部等との連携強化を図り、快適性・利便性を確保する。
- ●追波川河川運動公園など、魅力あふれるオープンスペースを活かし、白鳥とふれ合え たり、たくさんの家族連れがのんびり過ごせる人と環境にやさしい住宅地の形成を図 る。
- また、地震等の災害に強いまちの形成とともに住宅等の改善を促進し、地域防災計画 などと整合を図りつつ安全でゆとりある居住環境を形成する。



▲追波川河川運動公園

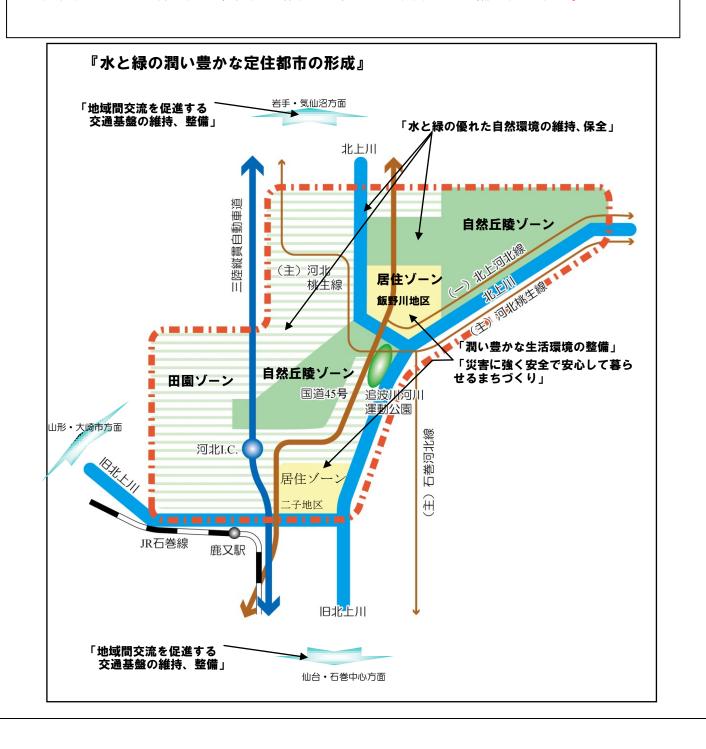
【地域間交流を促進する新たな交通基盤の整備】

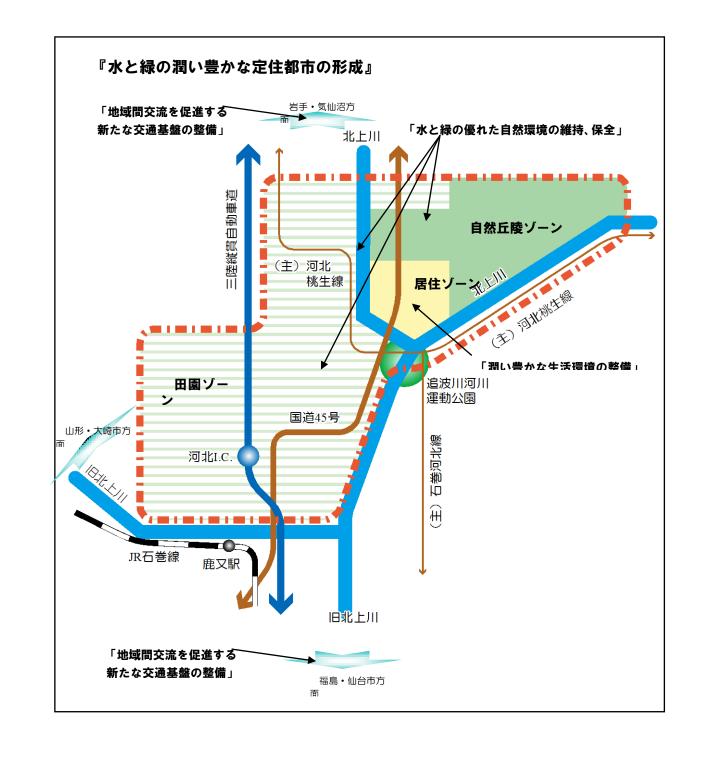
- ●本区域の産業経済、住民の日常生活に必要な交通 基盤の拡充・整備を進める。
- 三陸縦貫自動車道河北 I.C.~登米 I.C.の開通など、本区域内外を結ぶ広域交通ネットワークの拡充を図り、円滑な移動・交流機能の強化を図る。



【災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり】

- ●平成 20 年の岩手・宮城内陸地震に続き平成 23 年の東日本大震災、平成 27 年には関東・東北豪雨を経験し、人々の防災・減災に対する意識は一層高まっている。今後の都市整備においては、ライフライン・都市施設等の防災基盤の強化、防災拠点の整備を図り、住民が安全で安心して暮らすことができるよう、地震や風水害等の自然災害に備えた土地利用、さらには被害を最小限に抑える防災・減災を目指した土地利用を推進する。
- ●また、地震や津波等の災害に強いまちの形成とともに、家屋の耐震化の促進や、地域防 災計画などと整合を図り、防災・減災に対応した市街地の整備を促進する。





2 区域区分の決定の有無

本区域では、次の事由から、域区分を定めないものとする。

【 区域区分を定めない事由 】

○人口減少の予測

本区域の人口は約4.1千人であり、減少傾向にあり、石巻広域都市計画区域に近接するものの、本区域は都市計画区域の規模が小さく、また、北上川や上品山等の丘陵地により分断されていること、さらには人口減少、超高齢社会の進展により、人口は今後とも減少するものと予測されており、住宅地の著しい拡大は見込まれないと考えられること。

○産業の見通し

産業の動向は、地域の中心の活力の低下や長期化した景気低迷期にあったことの影響により、 年間商品販売額は減少傾向にある。また、工業の圏内占有率も低く、産業活動の振興に伴い、都 市的土地利用が著しく拡大していくことは見込まれないと考えられること。

○集約型都市構造への誘導

今後の都市づくりのあり方として、地域の中心地への都市機能の集約を図ることを目指しており、市街地が無秩序に拡大する可能性は低いと考えられること。

○関連法規による土地利用の規制

本区域の居住地以外の農地、山林等の自然的土地利用については、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによって土地利用が規制され、農地や自然環境が保全されている。

今後とも、これらの関連法規との連携を図ることによって基本的に市街化が抑制されるものと 考えられること。

2 区域区分の決定の有無

本区域では、次の事由から区域区分を定めないものとする。

石巻広域都市計画区域に近接するものの、本区域は都市計画区域の規模が小さく、また、 北上川や上品山等の丘陵地により分断されていることから、都市計画区域人口は今後とも減 少するものと予測され、工業などの産業面でも県内の占有率が低いなど、無秩序に市街地が 拡大するおそれが低いものと見込まれること。

また、区域内において、関連する法令などにより、自然的環境の保全が図られていること。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域は、優れた森林や河川等の自然環境を背景としながら、地域の骨格を形成する主要 交通軸(三陸縦貫自動車道、国道 45 号、(主)石巻河北線、(主)河北桃生線、(一)北 上河北線)を骨格に、居住ゾーン、自然丘陵ゾーン及び田園ゾーンが形成されている。

居住ゾーンは、飯野川地区などの都市的な土地利用がなされている地区であり、道路、公園、下水道など基盤整備を進め、良好な生活環境の整備、形成を図る。復興事業により整備を行う二子地区については、周辺の環境に配慮しながら新たな住宅地として土地利用を図り、良好な住宅地の形成のため、地区計画等の規制誘導の手法を取り入れる。また、低未利用地の利活用を優先し、無秩序な市街化を抑制する。

自然丘陵ゾーンは、関連する法令により保全が図られている緑地及び自然災害を防止するための土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域などの法指定区域を中心に保全する。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 十地利用の方針

本区域は、優れた森林や河川等の自然環境を背景としながら、地域の骨格を形成する主要 交通軸(三陸縦貫自動車道、国道 45 号、(主) 石巻河北線、(主) 河北桃生線) を骨格に、 居住ゾーン、自然丘陵ゾーン及び田園ゾーンが形成されている。

居住ゾーンは、飯野川地区などの都市的な土地利用がなされている地区であり、道路、公園、下水道など基盤整備を進め、良好な生活環境の整備、形成を図る。

自然丘陵ゾーンは、関連する法令により保全が図られている緑地及び自然災害を防止する ための土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域などの法指定区域を中心に保全する。

田園ゾーンは、三陸縦貫自動車道 I.C.周辺における自然環境に留意しながら、農産物生産基地としての機能の維持増進に努め、農用地の効率的な利用と生産性の向上を図る。

田園ゾーンは、三陸縦貫自動車道河北 I.C.周辺における自然環境に留意しながら、農産物生産基地としての機能の維持増進に努め、農用地の効率的な利用と生産性の向上を図る。また、耕作放棄地のうち農地として利用が困難となった農地は、再生可能エネルギーの導入や新たな産業の創出を検討する。

1) 居住環境の改善または維持に関する方針

本区域における古くからの市街地では、家屋の密集に加え、狭い道路や行き止まり、公園・緑地等のオープンスペースの不足や木造老朽家屋が密集し、避難路等の確保に課題がある。

今後は、住環境整備事業に加えて、広域避難地・避難路並びに公園・緑地等のオープンスペースの確保、幹線道路・区画道路網の充実強化、下水道の整備拡充などにより、総合的な環境整備を進め、良好な居住環境の形成を図っていく。

また、本区域は人口減少・超高齢社会の進展を踏まえ、大規模災害への備えなど、安全で自立した暮らしができる住環境づくりが必要である。

このため、良好な水準の住宅供給や、建物の質の向上とともに、福祉施策との連携を図りながら、住環境の質の向上を目指していく。また、周辺の自然と調和した緑化や景観に対する配慮など、地域の風土、居住者のライフスタイルに応じた住環境づくりを推進する。

さらに、防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業により整備する新たな住宅地は、 被災者の住宅確保に向けて、造成、建築を促進する。

2) 優良な農地との健全な調和に関する方針

宮城県の穀倉地帯である本区域は、北上川、旧北上川沿いを主に平坦でまとまった農地を有している。これらの農地は、農業振興地域に指定されており、今後とも農業施策と調整を図りながら保全していくものとする。

3) 災害防止の観点から必要な方針

本区域の東部丘陵地等に急傾斜地崩壊危険箇所、砂防指定地、土砂災害警戒区域などが分布していることから、周辺地区における崩壊防止施設の整備、土砂災害警戒区域の指定促進を図る等、災害の防止に努める。

4) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

美しい自然景観を有し骨格的な緑地を形成する<mark>三陸復興国立公園</mark>に連なる東部丘陵地、北上川、旧北上川等の河川緑地等については、積極的にその保全を図る。

② 住宅建設の方針

1) 基本方針

少子高齢社会を迎え、子どもから高齢者まで誰もが安心して価値観やライフスタイルに応じた住まい方ができ、環境と共生しながら、楽しく、豊かに生活できるような住まいづくりが求められており、住宅建設の基本方針を以下のように定め、真に豊かな住まいづくりを創造していく。

□ 市街地における住宅建設の基本理念及び基本方針

【基本理念】 真に豊かな住文化の創造

【基本方針】 ○ 安心できる住まい方の実現○ 充実した住まい方の実現

○ 共存する住まい方の実現 ○ 誇りに感じる住まい方の実現

2) 整備目標水準

社会環境の変化や居住に対する関心の多様化、高度化に対応して、住宅の質的向上を図り、 全ての世帯が健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住居規模の確保を目指 し、地域の実情を踏まえながら総合的に各種施策を展開していく。

□ 居住水準の目標

住宅施策の目標	現 況 値	平成 27 年 注 1
最低居住面積水準未満の世帯率	4.2 % (H15)	早期に解消
子育て世帯 ^{注 2} における誘導居住面積水 準達成率	46 % (H15)	55 %
新耐震基準 (S56) の耐震性を有する住宅	74 % (H15)	90 %
65 歳以上の高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化注3	31 % (H15)	75 %

- 注) 1. 居住水準の目標は、宮城県住生活基本計画 (H19.3) に基づき、当該計画の目標年次 (H27) における居住水準に係わる目標値を記載した (ストック維持のためのリフォーム等を除く)。
 - 2. 子育て世帯とは、世帯の構成員に18歳未満の者が含まれる世帯をいう。
 - 3.一定のバリアフリー化とは、トイレ、浴室等に2箇所以上の手すりを設置または屋内の段差の解消をいう。

3) 住宅建設の整備方向

本区域は、少子高齢化の進展を踏まえ、地震等の自然災害への備えなど、安全で自立した暮らしができる住環境づくりが必要である。

このため、良好な水準の宅地供給や、建物の質の向上とともに、福祉施策との連携を図りながら、住環境の、質的な向上を目指していく。また、周辺の自然と調和した緑化や景観に対する配慮など地域の風土、居住者の個性やライフスタイルに応じ、生きがいを感じられる住まい方を目指していく。

改訂案	IB
	□ 住宅・居住環境づくりの視点
	 ○ 本格的な少子高齢社会に対応した「やすらぎのある住宅・居住環境」づくり ○ 成熟社会における住宅ストックを重視した「ゆとりある住宅・居住環境」づくり ○ 高度化・多様化するニーズに対応した「うるおいのある住宅・居住環境」づくり ○ 地域の活性化につながる「にぎわいのある居住環境」づくり
	③ 特に配慮すべき土地利用の方針
	1)居住環境の改善または維持に関する方針
	本区域における古くからの市街地では、家屋の密集に加え、狭い道路や行き止まり、公園・ 緑地等のオープンスペースの不足や木造老朽家屋が密集し、防災面での危険性が高い地区が みられる。
	今後は、住環境整備事業に加えて、広域避難地・避難路並びに公園・緑地等のオープンスペースの確保、幹線道路・区画道路網の充実強化、下水道の整備拡充等により、総合的な環境整備を進め、良好な居住環境の形成を図っていく。
	2) 優良な農地との健全な調和に関する方針
	宮城県の穀倉地帯である本区域は、北上川、旧北上川沿いを主に平坦でまとまった農地を 有している。これらの農地は、農業振興地域に指定されており、今後とも農林施策と調整を 図りながら保全していくものとする。
	3) 災害防止の観点から必要な方針 本区域の東部丘陵地等に急傾斜地崩壊危険箇所、砂防指定地、土砂災害警戒区域などが分 布していることから、周辺地区における崩壊防止施設の整備、土砂災害警戒区域の指定促進 を図る等、災害の防止に努める。
	4) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針
	美しい自然景観を有し骨格的な緑地を形成する南三陸金華山国定公園に連なる東部丘陵 地、北上川、旧北上川等の河川緑地等については、積極的にその保全を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設

1) 基本方針

本区域は、仙台市方面と三陸地域を結び、太平洋沿岸の国土軸として位置づけられる三陸 縦貫自動車道が通っており、この三陸縦貫自動車道を基軸として、国道 45 号、(主) 石巻 河北線、(主) 河北桃生線、(一) 北上河北線の主要国県道が骨格となって石巻市中心部と 連絡している。

既存施設の有効利用や土地利用との整合を図りながら、圏域の骨格を形成する道路を中心 に、区域内及び内外を結ぶ総合的な道路網の形成を目指す。

また、市の総合交通戦略に基づき、道の駅「上品の郷」は市内公共交通網の骨格となる路線と地域ニーズに対応する地域路線の結節する乗り継ぎ拠点及び賑わい・地域コミュニティの拠点として位置付ける。

□ 交通体系整備の基本方針

- 広域高速交通ネットワークの形成により広域的な連携を確保する
- 広域石巻圏と一体となった総合的な交通体系の確立による質の高い交通機能を 確保する
- 市の総合交通戦略に基づき、路線バスや住民バスによる交通ネットワークの充実 を図る
- 既存集落地の利便性、安全性等の都市環境の向上を図る

2) 主要な施設の配置の方針

交通施設の整備に当たっては、三陸縦貫自動車道河北 I.C.を活かし、広域交通へのアクセス利便性を活用するとともに、上位計画・関連計画との整合等を図りながら、自動車交通を適切かつ円滑に処理できるよう進めていくものとする。

主要な施設として、圏域の骨格を形成する三陸縦貫自動車道、国道 45 号、(主) 石巻河 北線、(主) 河北桃生線及び(一) 北上河北線を位置づけ、維持・整備をしていく。

② 下水道

1) 基本方針

全ての住民が快適な生活を営むことができるよう、活動(生活、営業、生産)の結果として生じる生活排水を下水道をはじめとする種々の処理施設により、水環境循環型の豊かな環境形成を図る。

また、安定・確実な下水処理を実施するため、老朽化した施設や耐用年数を経過した施設について、適期での改築・更新を行うとともに、暮らしに欠かせないライフラインとして、大規模な地震発生時にも下水道機能を確保するため、下水道施設の耐震化事業を推進する。

旧

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設

1) 基本方針

本区域は、仙台市方面と三陸地域を結び、太平洋沿岸の国土軸として位置づけられる三陸 縦貫自動車道が通っており、この三陸縦貫自動車道を基軸として、国道 45 号、(主)河北 桃生線、(主)石巻河北線の主要国県道が骨格となって石巻市中心部と連絡している。

既存施設の有効利用や土地利用との整合を図りながら、圏域の骨格を形成する道路を中心に、区域内及び内外を結ぶ総合的な道路網の形成を目指す。

□ 交通体系整備の基本方針

- 広域高速交通ネットワークの形成により広域的な連携を確保する
- 広域石巻圏と一体となった総合的な交通体系の確立による質の高い交通機能を確保する
- 既存集落地の利便性、安全性等の都市環境の向上を図る

2) 主要な施設の配置の方針

交通施設の整備に当たっては、三陸縦貫自動車道河北 I.C.を活かし、広域交通へのアクセス利便性を活用するとともに、上位計画・関連計画との整合等を図りながら、自動車交通を適切かつ円滑に処理できるよう進めていくものとする。

主要な施設として、圏域の骨格を形成する三陸縦貫自動車道、国道 45 号、(主)河北桃 生線及び(主)石巻河北線を位置づけ、必要な整備を進める。

② 下水道

1) 基本方針

全ての住民が快適な生活を営むことができるよう、活動(生活、営業、生産)の結果として生じる生活排水を下水道をはじめとする種々の処理施設により、「更に生きる水」として 甦らせ、水環境循環型の豊かな環境形成を図る。

また、安定・確実な下水処理を実施するため、老朽化した施設や耐用年数を経過した施設について、適期での改築・更新を行うとともに、暮らしに欠かせないライフラインとして、大規模な地震発生時にも下水道機能を確保するため、下水道施設の耐震化事業を推進する。

□ 下水道整備の基本方針

- 市街化の動向と十分に整合を図り効率的な施設整備を推進する
- 市街地の汚水の排除、処理については効率的に施設整備を推進する
- 市街地の雨水の排除は放流河川の整備との整合を図りつつ施設整備を推進する

2) 主要な施設の整備目標

本区域における下水道は、石巻市、女川町の1市1町により構成される北上川下流東部流域下水道の他、浄化槽の複合による処理計画となっており、現在施工中及びおおむね10年以内に実施する予定の主要な事業は次のとおりとする。

□ おおむね 10 年以内に実施する予定の主要な事業

種	別	名 称	地区名	事業主体
\ \ \ \ \	、 道	石巻市東部流域関連公共下水道事業	二子、大谷地、二俣	石 巻 市
下 z 	、 坦	石巻市公共下水道事業	飯野川	石 巻 市

③ 河川

1) 基本方針

安全で安心な県土づくりの生活基盤としての河川・砂防ダム整備を重点的、効率的に推進するとともに、近年多発する大規模自然災害への防災・減災対策の推進が必要である。

治水事業は、住民が安全に安心して暮らせる地域づくりに向けた最も根幹的な基盤整備事業であり、洪水防御、水資源の確保、流水の正常な機能の維持など河川環境の保全を図り、流域単位で「治水・利水・環境」が一体となった計画的な整備を早急かつ着実に推進していく必要がある。特に、震災対策の推進、安心で安全な地域づくり、維持管理の充実と豊かな水辺環境の保全と創造及び地域社会との連携強化と協働の推進を基本目標とする。

□ 河川整備の基本方針

- 安全で安心な県土づくりの生活基盤としての河川整備を重点的、効率的に推進する
- 洪水防御、水資源の確保、流水の正常な機能の維持など河川環境の保全を図り、 流域単位で「治水・利水・環境」が一体となった水行政を推進する
- 河川改修は治水機能を阻害しない範囲で、その環境機能を十分発揮するよう整備 を推進する
- 下水道施設の整備との整合を図りつつ市街地内中小河川の改修を推進する

□ 下水道整備の基本方針

- 市街化の動向と十分に整合を図り効率的な施設整備を推進する
- 市街地の汚水の排除、処理については効率的に施設整備を推進する
- 市街地の雨水の排除は放流河川の整備との整合を図りつつ施設整備を推進する

2) 主要な施設の整備目標

本区域における下水道は、石巻市、女川町の1市1町により構成される北上川下流東部流域下水道の他、浄化槽の複合による処理計画となっており、現在施工中及びおおむね10年以内に実施する予定の主要な事業は次のとおりとする。

□ おおむね 10 年以内に実施する予定の主要な事業

種	別	名 称	事業主体
下 办	′ 决	石巻市東部流域関連公共下水道事業	石巻市
1. 7]	下 水 道 石巻市公共下水道事業		石 巻 市

③ 河川

1) 基本方針

安全で安心な県土づくりの生活基盤としての河川・海岸・ダム整備を重点的、効率的に推進するとともに、近年多発する大規模自然災害への防災・減災対策の推進が必要である。

治水事業は、住民が安全に安心して暮らせる地域づくりに向けた最も根幹的な基盤整備事業であり、洪水防御、水資源の確保、流水の正常な機能の維持など河川環境の保全を図り、流域単位で「治水・利水・環境」が一体となった計画的な整備を早急かつ着実に推進していく必要がある。特に、震災対策の推進、安心で安全な地域づくり、みやぎ緊急水害対策プロジェクトの推進、維持管理の充実と豊かな水辺環境の保全と創造及び地域社会との連携強化と協働の推進を基本目標とする。

□ 河川整備の基本方針

- 安全で安心な県土づくりの生活基盤としての河川整備を重点的、効率的に推進する
- 洪水防御、水資源の確保、流水の正常な機能の維持など河川環境の保全を図り、流域単位で「治水・利水・環境」が一体となった水行政を推進する
- 河川改修は治水機能を阻害しない範囲で、その環境機能を十分発揮するよう整備を 推進する
- 下水道施設の整備との整合を図りつつ市街地内中小河川の改修を推進する

2) 主要な施設の整備目標

本区域においては、一級河川の北上川、旧北上川など、主要な河川が貫流しており、集落地等の内水対策のため、下水道と一体的に河川の改修を進めることが必要である。

このため、事業箇所の優位性を明確にし、整備優先順位の高い箇所の整備を促進するとともに、適正な進行管理のもと「見える川づくり」を推進していく。

④ その他の施設

本区域におけるその他の施設のうち、おおむね 10 年以内に実施する主要な事業は特に予 定されていない。

一般廃棄物処理施設の整備にあたっては、循環型社会の形成に向け、廃棄物の3R(発生抑制、再使用、再生利用)を推進しつつ、適正かつ最適な循環的利用及び処分システムの構築が重要である。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 基本方針

市街地及び各地域の中心地の整備にあたっては不足している基盤施設の整備を進め、生活環境や産業機能、防災機能等の向上に向けた改善を図る。

2) 市街地整備の目標

本区域における市街地開発事業のうち、おおむね 10 年以内に実施する主要な事業は特に予 定されていない。

(4) 自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

区域の骨格を形成し優れた自然環境を構成する緑地、災害の防止、緩和に資する緑地及び 良好な都市景観を構成する緑地の保全を図るとともに、都市公園の維持、整備を進め、水と 緑の潤い豊かな都市の形成を目指す。

□ 緑地整備の基本方針

- 保全・整備の総合的施策の導入により、緑地系統の軸の形成を推進する
- 優れた自然環境、歴史的風土、郷土景観を構成する緑地の保全を優先する
- 機能に応じた公園・緑地、野外における活動拠点、健康と安全を確保する緑地の 整備を行う

2) 主要な施設の整備目標

本区域においては、一級河川の北上川、旧北上川など、主要な河川が貫流しており、集落地等の内水対策のため、下水道と一体的に河川の改修を進めることが必要である。

このため、事業箇所の優位性を明確にし、整備優先順位の高い箇所の整備を促進するとともに、適正な進行管理のもと「見える川づくり」を推進していく。

④ その他の施設

一般廃棄物処理施設の整備にあたっては、循環型社会の形成に向け、廃棄物の3R(発生抑制、再使用、再生利用)を推進しつつ、適正かつ最適な循環的利用及び処分システムの構築が重要である。

(3) 自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

区域の骨格を形成し優れた自然環境を構成する緑地、災害の防止、緩和に資する緑地及び 良好な都市景観を構成する緑地の保全を図るとともに、都市公園の維持、整備を進め、水と 緑の潤い豊かな都市の形成を目指す。

□ 緑地整備の基本方針

- 保全・整備の総合的施策の導入により、緑地系統の軸の形成を推進する
- 優れた自然環境、歴史的風土、郷土景観を構成する緑地の保全を優先する
- 機能に応じた公園緑地、野外における活動拠点、健康と安全を確保する緑地の整備を行う

2) 主要な緑地の配置の方針

7) 環境保全系統

本区域の骨格を形成し優れた自然環境を構成する緑地として、北上川、旧北上川、追波川など主要河川及び区域東部と中央部の丘陵地を位置づけ、その保全を図る。また、日常生活に身近な緑地として、都市公園の維持、整備を行うほか、公共施設用地などにおける緑化の充実を図る。

イ) レクリエーション系統

追波川河川運動公園など既存の都市公園の維持、利用を図るとともに、必要に応じて都市 公園の配置、整備を進める。

ウ) 防災系統

地域防災計画との整合を図りながら、災害時の避難地となる公園・緑地の整備を進める。 また、自然災害の防止、緩和に資する緑地として土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域 内に分布する緑地を保全する。

エ)景観構成系統

都市景観に重要な意義を持つ緑地として、背景となる丘陵地の山林を保全する。

(5) 防災に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

平成 20 年の岩手・宮城内陸地震、平成 23 年の東日本大震災、平成 27 年の関東・東北豪雨を踏まえ、災害による被害を低減し早期復興を図れるよう、災害に強い安全な都市構造への転換を図る。

また、近年多発する豪雨や土砂災害等の自然災害に対して、迅速な避難情報の発令や避難誘導などのソフト対策の充実を図りつつ、災害履歴、各種ハザード区域に対する土地利用規制の強化に努める。

2) 地震災害に対する方針

ア) 広域避難・輸送ネットワークの形成方針

東日本大震災において、広域幹線道路網が救急活動や緊急輸送等に大きな役割を果たしその重要性が認識された。

本区域内の避難路ネットワークを充実させるとともに、近隣区域との連携をより一層強化するため、広域幹線道路網を中心として広域避難・輸送ネットワークの形成を図る。

3) その他大規模災害に対する方針

木造老朽家屋が多い地域は、区画道路の整備等の都市基盤整備とともに、建物の不燃化の促進や、避難路及び避難施設の耐震化を進める。

また、防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業により整備する新たな住宅地は、地盤面を嵩上げし、安全な居住地を形成する。

2) 主要な緑地の配置の方針

ア) 環境保全系統

本区域の骨格を形成し優れた自然環境を構成する緑地として、北上川、旧北上川、追波川など主要河川及び区域東部と中央部の丘陵地を位置づけ、その保全を図る。また、日常生活に身近な緑地として、都市公園の維持、整備を行うほか、公共施設用地などにおける緑化の充実を図る。

旧

イ) レクリエーション系統

追波川河川運動公園など既存の都市公園の維持、利用を図るとともに、必要に応じて都市 公園の配置、整備を進める。

ウ) 防災系統

地域防災計画との整合を図りながら、災害時の避難地となる公園、緑地の整備を進める。 また、自然災害の防止、緩和に資する緑地として土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域 内に分布する緑地を保全する。

工) 景観構成系統

都市景観に重要な意義を持つ緑地として、背景となる丘陵地の山林を保全する。

改訂案	
図記条 さらに、大雨、洪水、土砂災害、その他の大規模災害に対しての対策強化とあわせて、地域防	<u> </u>
災計画に基づく迅速な避難情報の発令や避難誘導、避難時の要支援者に対する支援などのソフト	
対策を行うことにより、被害の軽減に努めるとともに、大規模災害を想定した十分な避難場所・	
緊急物資の確保を行うなど、発災後、迅速に復旧・復興を行えるよう、行政機関の災害対策機能	
の強化などを図る。	

